■【南蒲生】実施方針等に関する意見

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	意見事項	回答
1	実施方針	1	第１	4	(2)	（ア）		事業期間に係る制約条件	事業者の責めに帰さない事由により、令和6年3月31日までに国の事業計画認定が受けられず、FIT制度に基づく売電ができなくなった場合には、リスク分担の概念に準じて、事業者に生じた損失の一部を負担する事をご検討お願いします。	事業者が自己の責めによらないことを明らかにした場合、事業者は、市に協議を申し入れることができるものとします。
2	実施方針	4	第２	2				選定の手順及びスケジュール	FIT【又はFIP】に関する手続きを確実に遂行することで事業者リスクをヘッジし、最大便益を貴市に提案するため、手続きのトリガとなる「落札者の決定」ならびに「基本協定の締結」を可能な範囲で前倒しいただくことを希望します。公表される予定日程の変更が望ましいですが、実施時に公表された予定日程を前倒しする運用でも構いません。	実施方針4頁に記載のスケジュールとします。
3	実施方針	4	第２	2				選定の手順及びスケジュール	スケジュールには記載がありませんが、本工事に関連する施設について、入札公告前に現地調査、現地見学会及び既設資料等を閲覧する機会を設けていただけないでしょうか。	現地見学会等の機会を設ける予定です。
4	実施方針	4	第２	2				選定の手順及びスケジュール	検討時間と技術提案書作成時間を十分確保することが貴市と応募者にとって双方にメリットがあると考えます。これらの時間を確保して頂くために、入札公告の前倒しの検討をお願いいたします。	実施方針4頁に記載のスケジュールとします。
5	実施方針	4	第２	2				選定の手順及びスケジュール	検討時間と技術提案書作成時間を十分確保することが貴市と応募者にとって双方にメリットがあると考えます。これらの時間を確保して頂くために、技術提案書受付期限の後倒しの検討をお願いいたします。	実施方針4頁に記載のスケジュールとします。
6	実施方針	6	第２	4	(1)	（ウ）	－	応募者の構成等	本項記載内容では、汚泥処理施設整備事業者の代表企業が、消化ガス利活用事業の代表企業も務めることとするとあります。また、別項において発電施設設置工事を担当するものは発電能力500kWの施工実績を求めておられます。 この両方の実績を保有するメーカは、これまでの全国の消化ガス発電の実績より、多くとも３社しか参加資格を満足することができません。 このような不平等な参加資格は見直し、少なくとも、汚泥処理施設整備事業者の代表企業と、消化ガス利活用事業の代表企業は異なってもよいように見直しを行うべきと思います。	「実施方針等に関する質問回答」No.56のとおり、発電施設工事を実施する企業については、必ずしも代表企業である必要はなく構成員が満たせば良いものとしています。これは、汚泥処理施設整備事業の代表企業と、消化ガス利活用事業の代表企業が異なる場合であっても同様であるため、見直しは行いません。
7	実施方針	11～13	第２	4	(3)	（オ）	6	競争参加資格（配置予定技術者）	主任（監理）技術者の工事経験について、本事業で求める工事経験を有していない場合は、別に工事経験を有する者を担当技術者として配置することにより、本工事で求める工事経験とすることができますでしょうか。 上述の内容について日本下水道事業団様の過去の機械・事前審査・DB+(O)の入札説明書※に記載があり、本事業の入札公告においても同様の記載を頂きますよう、ご検討をお願いします。 ※添付「福知山市汚泥処理施設再構築事業 汚泥有効利用施設整備工事」を参照して おります	ご意見拝聴しました。
8	実施方針	17	第３	2	(2)	（ア）		契約保証金（汚泥処理施設整備事業）	保証の額は、請負代金額の10分の１とするのが一般的と考えます。（国土交通省公共工事標準請負契約約款でもそのように例示されております。）事業者にとっての金銭負担が増え、その分だけ入札金額も高額となる事に繋がりますので、10分の1へご再考お願いします。	日本下水道事業団の規程に基づき記載します。

■【南蒲生】実施方針等に関する意見

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	意見事項	回答
9	実施方針	20	第4	1	ｲ)			本事業の対象敷地面積	本事業の対象敷地面積約19,800㎡と記載されていますが、要求水準書（案）2頁1.2立地条件(2)②敷地面積は、約234,800㎡と記載されています。整合性の見直しをお願いします。	「本事業の対象敷地面積約19,800㎡」は、実施方針別紙3「対象施設の建設予定地」に示す赤斜線の範囲のうち、本事業で建設する汚泥濃縮施設、汚泥消化施設及び発電施設の建設予定地面積です。要求水準書（案）の敷地面積は、南蒲生浄化センター全体の面積です。
10	実施方針	28,29	別紙2			7,27		第三者賠償	「上記（発注者の実施する業務の不備）以外」は全て事業者負担となっておりますが、例えば不可抗力等の場合も事業者負担とする事は公平でないものと考えます。つきましては、「事業者の実施する業務の不備により」等へ見直しご検討をお願いします。	リスク分担に記載のとおりとします。なお、原因が不可抗力であれば、不可抗力のリスク分担になります。
11	実施方針	28	別紙2			8		リスク分担	「共通事項リスク_8_法令等の変更」について「上記以外の法令等の新設・変更によるもの」が事業者側に〇となっていますが、法令の新設・変更は事業者側で管理できるリスクではないことから、事象が発生した場合に発注者及び事業者双方での協議として頂けないでしょうか。	リスク分担に記載のとおりとします。
12	実施方針	28	別紙2			9		リスク分担	「共通事項リスク_9_税制度の変更」について「上記以外の税制度の新設・変更によるもの」が事業者側に〇となっていますが、税制度の新設・変更は事業者側で管理できるリスクではないことから、事象が発生した場合に発注者及び事業者双方での協議として頂けないでしょうか。	リスク分担に記載のとおりとします。
13	実施方針	29	別紙2			28		リスク分担	「共通事項リスク_28_法令等の変更」について「消化ガス利活用事業に直接関係する法令等の新設・変更によるもの」が発注者側に△となっており、※4として欄外に記載があります。「事業者の売電収入が大きく減少するような～」とありますが、「売電収入の減少」及び「損失の一部」について、具体的な基準を示して頂けますようお願い致します。	詳細については、入札説明書等で示します。
14	実施方針	29	別紙2			28		リスク分担	「共通事項リスク_28_法令等の変更」について「上記以外の法令等の新設・変更によるもの」が事業者側に〇となっていますが、法令の新設・変更は事業者側で管理できるリスクではないことから、事象が発生した場合に発注者及び事業者双方での協議として頂けないでしょうか。	リスク分担に記載のとおりとします。
15	実施方針	29	別紙2			28,47		法令等の変更、市が供給する消化ガスの変動	「事業者の損失の一部を負担する」という記載が有りますが、合理的に証明できる損失額については全額を負担いただける様にご再考をお願いします。	詳細については、入札説明書等で示します。
16	実施方針	29	別紙2			29		リスク分担	「共通事項リスク_29_税制度の変更」について「税制度の新設・変更によるもの」が事業者側に〇となっていますが、税制度の新設・変更は事業者側で管理できるリスクではないことから、事象が発生した場合に発注者及び事業者双方での協議として頂けないでしょうか。	リスク分担に記載のとおりとします。
17	実施方針	29	別紙2			47		リスク分担	「運営・維持管理リスク_47_市が供給する消化ガスの変動」について※6に「～生じた事業者の損失の一部を市が負担する」とありますが、「損失の一部」について、具体的な基準を示していただけますようお願い致します。	詳細については、入札説明書等で示します。
18	要求水準書（案）	1	1	1.1	(4)			事業期間・スケジュール（予定）	「事業者の提案により、設計・建設期間を短縮することを可能とする」と記載がありますが、消化タンク立ち上げの期間につきましても、事業者の提案により変更可能とさせてください。（工期を柔軟に設定したい為）	事業者の提案により、変更可能と考えています。

■【南蒲生】実施方針等に関する意見

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	意見事項	回答
19	要求水準書（案）	10	1	1.3	(7)	③		適用技術（発電施設）	海外での下水道事業での稼働実績を有する施設の採用も認める条件となっておりますが、海外実績のみの場合は、発注者側で稼働実績の確認が困難であったり、当該仕様・規格が国内事業に適合するかどうか検証する術が無い場合も想定されます。事業の確実性を担保する為にも、海外実績については認めないか、あるいは20年以上の稼働実績を条件とする事をご検討願います。	詳細については、入札説明書等で示します。
20	要求水準書（案）	14	1	1.5				責任分界点図	南蒲生環境センターからし尿・浄化槽汚泥の受け入れを行えるように施設整備を行うこととなっていますが、責任分界点に南蒲生環境センターから受け入れるし尿・浄化槽汚泥の記載がありませんでした。南蒲生環境センターから受け入れるし尿・浄化槽汚泥についての責任分界点を明確にしていただけないでしょうか。	詳細については入札説明書等で示します。
21	要求水準書（案）	25	2	2.2	(3)	1)		汚泥濃縮施設及び汚泥消化施設に関する要求水準	汚泥濃縮施設及び汚泥消化施設に関する要求水準には、消化汚泥濃度・正常に関する記載がないため、現状の事業者選定基準では、消化槽への投入汚泥濃度を可能な限り高くし、消化槽容量を小容量にするメーカが圧倒的に有利となります。その結果、消化汚泥濃度が非常に高濃度となってしまい、難脱水性汚泥となり、既設後段設備（脱水・焼却）へ悪影響（具体的には、高分子凝集剤の注入率が高くなり、また脱水汚泥含水率が高くなる）ことがが想定されます。 本工事で整備する汚泥濃縮施設及び汚泥消化施設は後段の脱水設備及び焼却設備と一体となり下水処理場としての機能を発揮するものとし、消化濃度は日本下水道事業団標準仕様書第12章脱水設備性能表の消化汚泥濃度範囲内にすべきと思います。 また、現行通りの要求水準（全て事業者提案）とするのであれば、後段の脱水設備での高分子凝集剤の増加費用や脱水汚泥含水率上昇に伴う焼却設備での重油使用量の増加費用を、顧客負担が一定額以上となる場合には、消化ガス単価を増加させ、事業者負担とするなどのご検討をお願いします。 日本下水道事業団殿としてこのような後段処理を考慮しない要求水準や、安価な設備のみが有利となる事業者選定基準を採用するべきではなく、仙台市様のご負担が増えないよう、仙台市様のために最善な事業を行うべきと考えます。ご検討のほどお願いします。	実施方針等に関する質問回答№174の回答を参照下さい。
22	要求水準書（案）	27	2	2.2	(3)	3)		汚泥濃縮施設及び汚泥消化施設に関する要求水準 土木	「既設地下構造物(埋設物)」は別紙8に記載がありますが、記載されていない「既設地下構造物(埋設物)」が事業者の調査で見つかった場合は、貴市負担で撤去頂くようお願い致します。	実施方針等に関する質問回答№86の回答を参照下さい。
23	要求水準書（案）	27	2	2.2	(3)	3)		汚泥濃縮施設及び汚泥消化施設に関する要求水準 土木	「津波高さがシミュレーション等により変更となる場合」とありますが、このシミュレーションによる条件変更・経費増大のリスク分担は貴市負担としていただけますようお願い致します。	実施方針等に関する質問回答№204の回答を参照下さい。

■【南蒲生】実施方針等に関する意見

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	意見事項	回答
24	要求水準書（案）	31	2	2.2	(5)			消化ガス量	「市から提供を保証する消化ガス量4,161,000 Nm³/年」との記載がありますが、本値は、消化ガス発生量の各社提案値に関わらず、発電設備に供給される消化ガス量の保証値となりますでしょうか。消化ガス発生量提案値に対して、一部消化ガスを市が優先的に使用する可能性があるとの主旨でしょうか。ガス買取単価の設定に寄与致しますので、保証の位置づけに関する補足をご検討願います。	ご理解のとおり、発電設備に供給される消化ガス量の保証値と想定しています。詳細については、入札説明書等で示します。